

15. 建物等を建築される方への留意事項

- (イ) 工事着手前、完了後に立会い検査を行ないます。必ず組合に連絡してください。
- (ロ) 申請の通りに現地ができてない場合や、完了時道路等の施設に破損等があった場合には、申請者側で補修・負担していただきます。
- (ハ) 工事完了後、組合にて検査測量を行ないます。杭を飛ばしたり動かしたりした場合は、復元する費用を負担していただきます。
申請者側で復旧された場合でも検査測量は行います。
- (ニ) 建築確認等法的規制は、関係機関と協議下さい。なお、当区画整理地区内は、宅地造成等規制法の区域です。これについても関係機関と協議下さい。
- (ホ) 当区画整理地区内には、上水道・下水道及び都市ガスの本管が道路内に埋設されていますが、一部埋設されてない所もあり、分合筆により利用できない箇所もあります。使用可能区域については、お尋ね下さい。
なお、インフラ関連の使用及び接続は、電気、電話等も含め、大府市もしくは各社営業所へ申込下さい。
- (ヘ) 宅盤が隣地及び道路と高低差のある場合は、法面が整形してあります。現地をよく調査して建築物等の配置を決めて下さい。
- (ト) 宅地によっては、防災上の土砂流出防止のため黒いビニルパイプが設置してあります。施工上不必要ならば、撤去、処分してください。隣地等に放置はしないでください。
- (チ) 宅地内排水は、雨水と生活排水を2系統に分流して、雨水管は道路側溝に接続(管径は100とし、蓋がかかるよう上から5cm位下げて施工して下さい。また道路側溝への排水管接続は原則1ヶ所とし、これによりがたい場合は当組合と協議して下さい。)し、生活排水は宅地内の汚水桝に接続して下さい。また建築に際し宅地内の汚水桝の位置・高さを変更する場合は、大府市下水道課と協議して下さい。
- (リ) 雨水管の道路側溝放流口はモルタル等で補修し、管口が側溝内面より突出しないよう仕上げてください。
- (ヌ) 水道メーターは、係員が道路から検針出来るよう擁壁等の工作物の配置に注意して下さい。
- (ル) 擁壁等境界に接して構造物を計画する場合は、施工誤差も含めて将来組合にて設置する境界杭が入るよう、民々界、官民界共に4cmを控えて施工して下さい。駐車場等のコンクリートのたたきやアスファルト舗装をする場合は、道路側溝との境に目地材を設置して下さい。
- (ヲ) 工事着手前に破損のあった場合でも現地での確認が無いと復旧して頂くことになります。
- (ワ) 整地高を変える(盛土・切土をする)場合は、隣地所有者の承諾書を添付して下さい。
- (カ) 土地所有者と建築申請者が異なる場合は、土地所有者の同意書を添付して下さい。
- (コ) 共同住宅を計画される方は、ゴミ置場の要否について大府市環境課と協議し、その内容を添付して下さい。壁面後退についても「大府共和地区計画」を守って計画して下さい。
- (ク) 工事をされる期間中は次の事項を守って下さい。
 - ・土砂、ゴミを側溝へ落さない。落ちた場合は、すみやかに片付ける。
 - ・モルタル、コンクリートは側溝へ流さない。
 - ・工事完了時点で工事箇所から下流の桝まで清掃して下さい。
 - ・下水接続前に着手される場合は仮設トイレ等を設置してください。
 - ・事業地区内には生活されている方もいます。工事施工に関して付近住民との間に問題等が生じた時は申請者の責任において解決すること。